

日 時：令和 7 年 6 月 25 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、全委員が御出席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第326回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は三つでございます。

まず、議題 1 「第63回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム結果報告について」ということで、本日は参加された中湊専門委員にも御出席をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第63回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラムの結果について御報告させていただきます。

APPAフォーラムは、アジア太平洋地域の13の国・地域における20のデータ保護機関が加盟するフォーラムです。プライバシー保護に関する法制度や執行状況などに関し、情報交換を主な目的として年2回、対面会合が1回とオンライン会合が1回開催されます。昨年11月の東京開催に続き第63回となる今回のフォーラムは、オンライン形式で6月11日及び12日の2日間、議長国ニュージーランドプライバシーコミッショナー・オフィスの主催により開催されました。浅井委員と中湊専門委員にセッションに御登壇いただいておりますところ、それぞれのセッション内容を中心に御報告させていただきます。

まず、一つ目のセッションは「各国からの報告：立法・執行に関するアップデート」です。中湊専門委員に御登壇いただき、信頼性のある自由なデータ流通（DFET）推進のための取組について御発言いただきました。主な内容としましては、本年4月、日EU及び日英間の会談を通じて確認した相互認証枠組みの更なる発展について、また、グローバル越境プライバシールール（CBPR）に関し、本年2月・3月に開催した国内事業者向けセミナーや国際的な企業認証制度の普及促進のための取組について御説明いただきました。

二つ目のセッションは、「激動の時代におけるプライバシー法の改正と規制の今後の方向性」です。浅井委員に御登壇いただき、日本の個人情報保護法における3年ごと見直し規定に基づく検討状況について、これまでの検討を踏まえ、本年2月・3月に公表した三つの項目に分類した制度的論点の概要を御紹介いただきつつ、今後、関係者との議論の継続・検討を進めていく旨、御発言いただきました。

このほか、「小売業における防犯や公共安全性のための生体認証技術」、「プライバシ

一強化技術」、「個人情報漏えい報告」等のテーマについて議論が行われたほか、各ワーキンググループ等からの活動報告がございました。

以上、本フォーラムでの議論を取りまとめる形でコミュニケが採択されております。英語版を資料1－2、仮訳を資料1－3として提出させていただいております。

御報告は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

それでは、APPAフォーラムに参加されました浅井委員並びに中湊専門委員から御報告いただきたいと思います。まず、浅井委員からお願いいたします。

○浅井委員 ただいまの事務局からの報告に加えまして、一言補足いたします。

私は今回、7回目の参加となりました。今回は法改正と規制の今後の方向性をテーマとしたディスカッションセッションに参加し、個人情報保護法の3年ごと見直しに関わる検討状況について情報発信を行いました。このセッションでは、当委員会のほかに香港、韓国及びオーストラリアクイーンズランド州の各データ保護機関が登壇し、それぞれの法改正等の検討状況について発表が行われ、それに続いて各国・地域が直面している課題等についてオープンディスカッションとして活発な意見交換が行われました。

法制度の見直しにおける様々な課題に対応するためには、他の国・地域における法制度や慣行から学ぶことが重要であり、そういった観点からも、今回私が参加したセッションの議論は大変有意義であったと考えます。

引き続き、当委員会の取組を積極的に発信する場としてAPPAフォーラムを活用し、アジア太平洋地域の個人情報保護を取り巻く様々な議論及び活動により一層貢献してまいりたいと考えます。

以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。

つづきまして、中湊専門委員、お願いいたします。

○中湊専門委員 私は今回で9回目の参加となりました。各APPAメンバーからの報告として、私からはDFFT推進のための当委員会の施策について紹介をいたしました。とりわけ最新の取組として、相互認証の枠組みの更なる発展、また、グローバルCBPRを始めとした国際的な企業認証制度の普及促進のための取組について説明いたしました。これらの紹介を通じて、我が国においてDFFT推進の取組が着実に遂行されていることを参加各国機関に十分に認識してもらうことができたのではないかと考えております。

昨年11月に当委員会が主催したAPPAフォーラムやサイドイベントにおいても、DFFTは重要なテーマとして取り上げられておりました。今回のフォーラムにおいて継続的にDFFT推進に関する当委員会の姿勢を打ち出すことができたのは大変よかったと感じております。

引き続き、APPAフォーラムにおいて当委員会の取組を積極的に発信し、同フォーラムにおけるプレゼンスの向上に貢献していきたいと思います。

簡単ですが、私からは以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明並びに浅井委員及び中湊専門委員からのコメントについて御質問、御意見をお願いいたします。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の扱いについてお諮りしたいと思います。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、中湊専門委員、ありがとうございます。

○中湊専門委員 どうもありがとうございます。

○手塚委員長 それでは、次の議題に移ります。

議題2「特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）の意見募集の結果について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本年4月30日の第321回個人情報保護委員会でお諮りしました、特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）に対する意見募集結果について御説明いたします。

改正案につきましては、資料2-2としてお配りさせていただいております。パブリックコメントを踏まえた改正案の修正は行っておりません。今回の改正案においては、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスに変更を加えようとする場合、当該変更を踏まえて漏えい等リスクを軽減させるための対策の追加・変更の必要性を検討する義務があることを明確化する規定を新たに追加したところです。

この改正案について、資料2-1に記載のとおり、5月1日から6月4日までの間、意見募集を行いましたが、御意見は寄せられませんでした。

改正案について御決定いただけましたら、令和7年7月15日に公布・施行させていただきたいと思います。

説明は以上となります。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

特に修正の御意見がないようですので、提案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「学校における個人情報の漏えい等事案を踏まえた個人情報の取扱いに関する留意点について（注意喚起）」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 公表資料である資料3の注意喚起文について御説明いたします。1ページには、学校において個人情報の取扱いが多く、漏えいする個人情報の項目についても成績等が含まれており、問題となりやすいこと、また、令和5年4月以降、数多くの漏えい等報告を受け取っていること等を記載しております。

2ページに参ります。2ページには、留意点として3点記載しております。

1ポツ目は、教育・研修等による個々の教職員の意識向上も大切ですが、個人の意識向上に偏った対策ではなく、組織的な側面や技術的な側面から漏えい等事案が防止できないか御検討いただきたいことを記載しております。

2ポツ目は、最近、学校でもICTの活用が進み、情報共有ツール等のデジタルツールの使用における個人情報の漏えい等事案が多く見受けられますので、それに関する留意点となります。例えば、個人情報の漏えい原因となる「システムの設定ミス」や「デジタルツールの仕様の誤解」等が生じないように、教職員の皆様が専門家等から技術的なサポートを受けやすくなるような環境づくり等を御検討いただきたい旨を記載しております。

3ポツ目は、教育委員会を含む行政機関等の保有する個人情報の取扱いについては、事務対応ガイドに従った対応をしていただきたいこと、これは公立学校向けになりますが、特に「個人情報の適切な管理に関する定めの整備」、「管理体制の整備」、「教育研修」等の基本的な事項が不十分である場合には、速やかな対応をお願いしたいという点について記載しております。

3ページに参ります。別紙1です。まず、学校現場において漏えい等事案の発生が多い理由を挙げております。まず、「取り扱う個人情報が多いこと」です。学校では、日常業務において多くの種類の情報を取り扱っているため、漏えい等事案が発生する機会も多く、また、生徒の人数分の個人情報があるため、一度の漏えい等事案において外部に流出する個人情報が多くなりやすいという傾向にあります。

つぎに、「業務スペースが広いこと」が挙げられます。学校では教職員が多くの場所に移動して執務をしなければなりません。事務等を行う職員室、生徒に指導を行う教室、行事等を行う体育館や講堂等、様々な場所に移動するため、個人情報が記録された媒体を置く場所が固定されにくいという問題があります。特に紙媒体に個人情報が記録されている場合、紙媒体の置き忘れや移動中の紛失などが発生するリスクが高まります。また、学校は当然のことながら、生徒や保護者等の学校の職員以外の多数の人が利用する場所であるため、業務スペースとして内部であるか、又は外部であるかの区別がつきにくく、外部の人から個人情報を閲覧され得る機会が多くなってしまいます。

また、「データの共有範囲の問題」もございます。最近の学校では生徒が1人1台の端末を有し、アプリケーションを使って課題のやり取りを行ったり、教員から生徒に対し連絡事項を伝えたりする機会が多くなっています。また、学校から保護者に対しても出欠連絡アプリなどのアプリケーション上で連絡事項を伝えたりする機会が多くなっています。

このような状況の下、教職員は、教職員間のみに共有するデータと、生徒や保護者に対しても共有するデータの両方を、日常的に取り扱わなければならないため、教職員間のみで共有すべき生徒の個人情報を、誤って生徒や保護者に対しても共有してしまうような事象が生じやすい状況にあります。

最後に、3ページの(4)ですが、紙媒体の取扱いが多いため、紛失、誤交付による漏えい等事案が生じやすいことを挙げております。

4ページから5ページに参ります。「学校現場で発生しやすい漏えい等事案の分析結果」について、グラフ三つを掲載しております。なお、本分析は学校現場で発生しやすい漏えい等事案に着目するものであるため、教育委員会の事務において生じた事案や委託先等の民間事業者において発生した不正アクセス事案の影響を受けた漏えい等事案は除外しております。

一つ目のグラフは、「漏えい等事案の発生原因別の割合」です。二つ目のグラフは、本人数別の発生割合をグラフ化したものです。三つ目のグラフは、個人情報保護委員会に報告された漏えい等事案が発生した学校種別の割合をグラフ化したものでございます。

6ページに参ります。6ページ以下では、各発生原因類型別に説明を冒頭に記載し、つづいて「事案例」、「発生原因」、「再発防止策例」について記載いたしました。

幾つかの点を抜粋して御説明いたします。7ページの(2)電子媒体の紛失については、紛失以前に、そもそも電子媒体の使用や持ち出しについてルール違反が存在しているケースが多いことを指摘しております。

9ページの(5)情報共有ツールのアクセス制限ミスやデータの保存ミスについては、最近のICTの発達により増えている事案かと思っております。

10ページの(7)置き忘れ事案につきましては、置き忘れた書類が生徒のスマホで撮影され、拡散される危険性について記載しています。

12ページの(10)では、学校関係者ではない第三者による不正アクセス事案以外に、生徒や教職員による不正アクセスや不正な持ち出しによる漏えい等事案も少なからず発生していることを挙げております。

本件は、資料3の範囲で公表したいと存じます。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

宍戸先生、どうぞ。

○宍戸委員 ありがとうございます。

質問と意見があるのですが、質問のほうを先にさせていただきます。意見は藤本委員の後にとします。

文部科学省においては教育分野における情報セキュリティポリシーのガイドラインを定め、改定されていると思います。それと今回当委員会から行う注意喚起との関係は、言わ

ば現場でのすり合わせなどではできる状況になっているのか、少し教えていただければと思います。

○事務局 御質問ありがとうございます。

今回、文科省の初等中等教育局の方とやり取りをさせていただきまして、本注意喚起文とそれを分かりやすく説明した概要資料のようなものをお渡しし、文部科学省から各教育委員会の御担当課への連絡文書におきましては、私たちのものプラス情報セキュリティポリシーガイドラインを必要に応じて参照いただきますようお願いいたしますという文言も入っておりますので、連携が取れているかと思っております。

○穴戸委員 分かりました。ありがとうございます。

○手塚委員長 よろしいですか。

では、どうぞ。

○藤本委員 御説明ありがとうございます。

資料にもありますが、学校では成績など十分に注意して取り扱わなければならない個人情報がある中、情報通信技術の利活用が進められていることもあり、個人情報保護は大変な取組になっていると推察します。作成いただいた注意喚起文書は、これまで現場で起こった事故・事件とその分析に基づいてまとめられており、そのような難しい取組に多くの示唆を与えるものとしてとても良いと考えます。是非現場の皆様の手元に届くよう、普及啓発を継続して行っていただければと思います。

○手塚委員長 どうもありがとうございます。

事務局、お願いします。

○片岡参事官 内容について評価いただきましてありがとうございます。藤本委員から今、御指示いただきましたとおり、教育現場の皆様の手元に届くように普及啓発を進めていきたいと考えております。

その方法としまして、注意喚起はこれを出しておしまいということではもちろんなくて、少なくとも今年度中は積極的に教育委員会や学校の現場に行って研修を実施しまして、当方から講義と併せて、一方で我々としても教育委員会や学校の現場の方々から個人情報の取扱いについて実情をお聞きしまして、いろいろな苦労があると思いますので、例えばそういった情報を収集して、来年度以降はこうやって得られた情報を踏まえて分かりやすい動画などを作りまして、広く視聴していただけるように効果的な普及啓発を行っていきたいと考えております。

○藤本委員 ありがとうございます。

○手塚委員長 よろしいですか。

清水委員。

○清水委員 ありがとうございます。

今回、初めての試みとして、令和6年度に発生した教育現場における漏えい報告等を基に生じやすい漏えい発生原因や再発防止策について注意喚起をおまとめいただいたこと、

大変前向きな取組と考えております。この注意喚起や研修資料を活用して、教育現場での一層の普及啓発をお願いしたいと思っております。

その際の留意事項として、資料3の2ページの最初のボツに書いてありますように、教育・研修等による個々の教職員の意識向上も大切であるが、組織的な側面も必要と認識しておりまして、各教育現場において事務対応ガイドに記載されているような管理体制が適切に整備され、運用されていくということが急務だと考えております。

この点、宍戸委員からも御指摘がございましたけれども、文部科学省も個人情報保護法を考慮に入れた教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを公表しており、その中で管理体制について定めています。したがって、今後も実態調査や普及啓発を行っていく場合、文部科学省と連携をして進めていっていただきたいと考えております。

以上です。

○手塚委員長 事務局からどうぞ。

○片岡参事官 ありがとうございます。

清水委員の御指摘のとおり、文科省との連携というのは非常に重要だと考えております。宍戸委員からの御質問への回答で申し上げましたとおり、この注意喚起についても個人情報保護委員会の公表だけではなくて文科省から教育委員会等宛てに通知をしていただくとともに、文科省の通知文の中に、清水委員から御指摘のありました教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインなども参照するように言及されているといったことでございまして、一体で周知をしていくという形になっております。

今後も文科省との連携というのは非常に大事だと考えておりますので、効果的な普及啓発を進めていきたいということを考えております。

私からは以上です。

○手塚委員長 どうもありがとうございます。

そのほかはございますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 度々申し訳ありません。ここからは意見でございますけれども、まず第1に、今回、こうした形で教育分野、初等中等教育の現場における個人情報の取扱いの適正について発信ができるのは非常に良いことだと思います。これは公的部門と民間部門、それから国と地方の個人情報保護法制を一元化した令和3年改正の非常に分かりやすい成果でございまして、まさに法制を一元化し、また、当委員会が監視・監督を一本化して行えるようになったことがあって、このように教育分野についてしっかりとしたアドバイスができるようになったことは、今後の教育分野におけるデータ利活用を進めていく上で委員会として非常に重要な貢献になると思います。この点は本当に良いことだと私は思いますし、しっかりと発信をしていくべきではないかと思います。これが1点目でございます。

2点目は、個人情報の取扱いを行う現場の教職員の方々に意識を高めていただきたいということでこれまでもお話がございましたけれども、現在の初等中等教育の現場におきま

しては、小中学校において情報教育が行われることになっているほか、高等学校におきましては情報科の授業がございます。したがって、学校の教員の先生方御自身が情報について児童・生徒に教える、その際に情報セキュリティの話、個人情報の保護についても教えられることになるわけですので、言わば我が事として教員の方々にこの問題を理解していただくということ、また、そういった方が教育現場におられるということが非常に重要なことだろうと思います。この辺りはまさに教育行政を担っておられる文部科学省が得意とされるところでございますので、そのレベルまで立ち入った連携を是非働きかけていただければと思います。

最後の3点目でございます。清水委員からも御指摘がありましたように、個々の教職員の取組を超えて学校、あるいはその学校を束ねられる地方公共団体における教育委員会等の組織的な取組が非常に重要であります。ここでは事案例、あるいは発生原因、再発防止対策例などを具体的にお書きいただいているわけですが、今後、あちこち回っていただく中で、非常に良い取組をされている学校、もともとデータ活用に非常に熱心な先進的な学校は当然そういった手当てもされていると思いますが、言わば普通の規模の学校、あるいは非常に小さな学校でもいろいろ苦心をされて情報セキュリティ、あるいは個人情報の取扱いの適正に取り組んでおられる学校は非常に多くあるだろうと思います。そういった中からいわゆるベストプラクティスを取り上げて、こういう取組をこの学校はされていますよということを評価するとか、あるいは横展開していくといったことも含めて、文部科学省様と連携していただければよいかなと思っております。

私からは以上でございます。

○手塚委員長 どうもありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

○大槻審議官 宋戸委員、御意見ありがとうございます。

1点目はそのとおりでございます。この分析を踏まえて文科省からも通知を出してもらいますし、また、この注意喚起の宛先にもなっていますけれども、私立学校も含めて、と読めるようにしていますので、そちらも意識がございます。

それから、2点目ですけれども、昨今、漏えいの案件の中で教職員の方が設定間違いをしてしまった結果、児童・生徒が誤って情報をのぞけてしまったとか、それをまた拡散してしまったみたいなことも多々ございます。こういったことも射程に入れながら、情報教育の中身とも感じるかもしれませんが、そこも考えながら文科省と連携していければと思っています。

それから、3点目です。これから学校を個別に回っていろいろな現場の意見を聴いていきたいと思っています。これまでに聴いた中でも、先生方が「自分たちだけでは個人情報の漏えい防止の取組を行うことは大変なので助けてほしい」というような意見もありましたし、逆に、「このように工夫している」とか、その結果、「ミスが起こりにくくなった」というようなことが分かれば、そういったものも積極的に横展開をしていければと思っています。

ございます。

以上でございます。

○手塚委員長　ほかはございますか。よろしいですか。

今、かなりいろいろな御意見が出たわけでございますけれども、全て前向きな発言、今後やっていくということのように理解しました。ということは、修正ということではないと思いましたので、特に修正の御意見がないということで、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局においては所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱いたいと思います。

では、本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。